

施策の目的

対象 市民

意図 安心して必要な医療サービスを受ける。

施策の基本方針

- 地域・専門機関・行政が一体となり、在宅療養支援体制の構築に努め、地域包括ケアの充実を図ります。
- 雲南市立病院を中心に関係機関相互の連携を深め、地域医療のさらなる充実を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
安心して医療機関を利用できると感じる市民の割合	83.4%	80.0%
雲南圏域 (2次医療圏) 医師数 (人口10万対)	148人	145人
健康について相談できる相手がいる市民の割合	94.2%	95.0%



基本事業

地域医療の充実

かかりつけ医制度の普及と在宅医療の推進

- 対象** 市民 **意図** かかりつけ医を持つ。自宅での治療を受けることができる。
- 方針**
- 医療の現状や課題について、市民への適切な情報提供と啓発に努めます。
 - 地域医療を守る団体、患者団体等の活動を支援します。
 - 医師会と連携し、身近な1次医療機関の維持確保に努めます。
 - 在宅療養後方支援病院（市立病院）、1次医療^{※41}機関、訪問看護等との多職種連携強化により、在宅医療を支援します。
 - 圏域内外の病診連携を図りながら、安心して在宅療養できる体制の充実に努めます。

2次医療^{※42}機関の充実

- 対象** 市民 **意図** 2次医療を受けることができる。
- 方針**
- 地域に親しまれ、信頼され、愛される市立病院をめざし、健全経営に努めるとともに、地域医療のさらなる充実を図ります。
 - 地域枠推薦入学制度の運用や地域医療人育成センター（市立病院）が行う研修機会の提供などにより、医師・看護師等の医療従事者の確保・育成に努めます。
 - 市内で安心して子どもを産み育てることができる医療機能の確保に努めます。
 - 市内の病院の医療職人材等の状況を把握するとともに、広域連携による地域医療体制の確保に努めます。

救急体制の確保

- 対象** 市民 **意図** 救急医療を受けることができる。
- 方針**
- 雲南圏域救急医療連絡会（保健所、消防署及び市内外の救急医療機関）において、救急搬送の検証ならびに協議を行い、運用の改善を図ります。
 - 医師会・病院との連携により、休日・夜間の救急医療体制を確保します。
 - 2次医療機関及び3次医療機関の連携のもと、ドクターヘリの活用による重篤患者等の適切な搬送を行い、救命率の向上を図ります。
 - 雲南地域災害医療対策会議を中心に、災害時の医療が迅速・適切に機能するよう、関係機関・団体の連携のもと取組をすすめます。

医療行為を受ける機会の保障

- 対象** 市民 **意図** 医療行為を受けることができる。
- 方針**
- 国民健康保険や後期高齢者医療制度などの適正な運用を図ります。

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ●安心して医療を受けるため、地域医療に対する関心を持ちます。 ●調べたり相談したりしながら、疾病に関する正しい情報を得ます。 ●身近なかかりつけ医やかかりつけ薬局を持ちます。 ●適正に医療サービスを利用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●医師・看護師等の確保を図ります。 ●住民に地域医療の適正な利用を啓発します。 ●適正な在宅医療の提供体制の構築を図ります。 ●市内外の医療機関との連携を図ります。

これまでの振り返り総括

- H27年11月に市立病院建設工事に着手し、H30年3月に新本館棟が開院し、R1年10月にグランドオープンしました。
- 市立病院の経営は、病院建設に伴い減価償却費の大幅な増により、経常収支の黒字化は厳しくなりましたが、蓄積した内部留保資金の維持に努め、経営の安定化が図られています。
- 市立病院の地域医療人育成センター事業の取組と地域枠推薦による医師の着任により、少しずつ若手医師の確保が出来るようになり、診療体制の充実が図られています。
- 医療職人材確保事業に引き続き取り組み、地域枠推薦制度を活用し島根大学医学部に9名、石見高等看護学院に7名が在籍し、医師15名、看護師10名が従事しています（H31年4月現在）。
- 市立病院は、H27年度から在宅療養後方支援病院となり、H28年度に地域ケア科を設置し、開業医と連携し訪問診療を行うなど、在宅医療の取組をすすめ、地域包括ケア推進の一助を担っています。
- H29年1月から、市立病院内で医師会による休日診療を実施しています。
- 救急医療については、可能な限り市立病院で受け入れを実施しているほか、ドクターヘリの運行、救急医療病院運営補助事業（平成記念病院）により、休日、時間外を含めた救急患者の受け入れを確保しています。
- 市立病院を支援する市民団体の活動により、地域医療を支援する活動が定着し、その活動が市民にも認知されるようになりました。
- 市立病院と掛合診療所の経営統合により、H31年4月に市立病院附属掛合診療所を開院しました。
- 保健所・医療機関・福祉施設等と連携し、入退院連携マニュアルや在宅医療・緩和ケア情報ファイルの作成などを通じ、医療・介護の連携の推進を図っています。
- 地域包括ケアシステム推進会議（H28年10月設置）により、サービスが切れ目なく受けられる地域包括ケアの推進を図っています。

※41 1次医療…軽度の症状の患者に対応する医療を指す（かかりつけ医や診療所など）。

※42 2次医療…診療所などでは扱えないような病気、入院、手術が必要な患者に対応する医療を指す（地域の中核的病院など）。また、2次医療機関では対応できない脳卒中、心筋梗塞など、重篤な患者に対応する医療を3次医療（大学病院など高度医療や先端医療を提供する病院）と言う。

施策の目的

対象 市民

意図 心身ともに健康で暮らす。

施策の基本方針

- うなん健康都市宣言^{※43}により、健康長寿・生涯現役をめざし、健康意識を高め、地域ぐるみでこころと身体の健康づくりや介護予防に取り組むことで、地域包括ケアに寄与します。
- 疾病の早期発見、早期治療を推進するとともに、望ましい食生活、身体活動・運動及び休養を通じて生活習慣病の予防・重症化予防に取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
日常的に健康づくりに取り組んでいる市民の割合	63.7%	65.0%
特定健診の実施率	39.3%	60.0%
特定保健指導の実施率	64.8%	45.0%
40歳～64歳全がん男女別年齢調整死亡率 ^{※44} (人口10万対)(5年間の平均)(ベイズ補正 ^{※45})	男 138.8 / 女 67.0	男 117.5 / 女 63.0
自殺死亡率(人口10万対)(5年間の平均)	29.85	23.88 以下



基本事業

健康づくりの推進

地域ぐるみで取り組む健康づくり

- | | | | |
|-----------|--|-----------|------------------|
| 対象 | 市民 | 意図 | 心身の健康に向けた取組ができる。 |
| 方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●雲南市健康づくり推進協議会が中心となり、地域自主組織、住民団体及び関係機関等との推進体制の充実を図ります。 ●地域等との協働により、健康づくりのきっかけをつくり、機運を高めます。 ●地域運動指導員、食生活改善推進員等の確保・育成に取り組めます。 ●保健師など専門職による健康相談や健康教室の実施、個人に合った運動習慣の確立により健康づくり活動の推進を図ります。 ●自死防止総合対策検討委員会を中心に、地域の中で自死防止対策に取り組めます。 | | |

病気の早期発見と重症化予防・感染症の予防

- | | | | |
|-----------|---|-----------|------------------------------|
| 対象 | 市民 | 意図 | 病気を早期に発見し、重症化を予防する。感染症を予防する。 |
| 方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●医療機関、地域自主組織及び健康づくり活動団体等と連携して、がん検診、特定健診、各種健診の受診率の向上を図ります。 ●地域の医療機関と連携し、疾病の重症化予防及び感染症の予防に取り組めます。 ●身体教育医学研究所うんなんや島根大学等との連携により、医療・保健・介護データを活用した課題分析を行い、科学的根拠に基づいた情報提供や保健指導を行います。 | | |

食育の推進

- | | | | |
|-----------|---|-----------|--------------------|
| 対象 | 市民 | 意図 | 望ましい食習慣を習得し、実践できる。 |
| 方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●雲南市食育推進計画により、安全・安心で正しい食の普及・啓発を推進します。 ●食育ネット会議等を通じ関係機関と連携を図りながら、食生活改善推進員、保健師、管理栄養士などの活動を進め、望ましい食生活の実践を促進します。 | | |

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ●生涯にわたり自ら健康管理を行い、積極的な健診受診、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療に努めます。 ●個人や家庭、グループで日常的に健康づくりを実践し、併せて地域、学校、職場などでは健康づくりのための環境整備に取り組めます。 ●「うんなん健康都市宣言」に基づき「まめなかね」を合言葉に、自治会・地域自主組織等で主体的に健康づくりに取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「うんなん健康都市宣言」に基づき、健康なまちづくりを推進します。 ●心身の健康に関する情報を整理し、課題を明らかにして、関係機関との連携により地域ぐるみの健康づくりを支援します。 ●地域における健康づくりの核となる人材の育成に努めます。 ●特定健診・がん検診・保健指導等により、疾病の早期発見・重症化の予防を図ります。

これまでの振り返り総括

- 市民をあげて健康づくりに取り組む機運を高めるための道標として策定した「うんなん健康都市宣言（H26年11月1日）」の普及啓発を行っています。
- 第3次雲南市健康増進実施計画に基づき、市健康づくり推進協議会を中心に、市民の健康増進を図る取組を推進しました。
- 地域運動指導員や食生活改善推進員の養成を行うとともに、地域自主組織やがん検診すすめ隊などと連携し、食生活や運動をはじめとする健康づくりに関する取組を推進しました。
- 自死防止対策として、ゲートキーパー^{※43}研修やリーフレットの活用による心の健康づくりに関する啓発を行っています。また、H31年3月に、「雲南市自死対策総合計画」を策定しました。
- 島根大学医学部との連携による健康調査等をもとに、地域ぐるみでの健康づくりや介護予防の普及啓発を行いました。
- 身体教育医学研究所うんなんの開所10周年を機にまとめた研究成果を踏まえた健康づくりの取組の普及啓発を行いました。
- 健康づくり拠点施設整備基本計画に示した運動プログラムの策定に取り組みました。
- 健康・医療情報を活用した効率的かつ効果的な国保健康事業の実施を図ることを目的としたデータヘルス計画を策定しました。
- 保健師等により、出前健康教育や健康相談、個別保健指導を実施し、生活習慣病の予防・重症化予防に取り組めました。
- 雲南市立病院の医療出前講座の内容を充実したことで利用される回数も増加しました（H26年度：57回、H27年度：60回、H28年度：81回、H29年度：80回、H30年度：100回）。
- 第2次食育推進計画に基づき、関係機関との連携による望ましい食生活の普及・実践を推進しています。
- H30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村と共に国保運営を行うこととなりました。

※43 うんなん健康都市宣言…P.144・145 参照

※44 年齢調整死亡率…年齢構成の異なる集団間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整し、そろえた死亡率。年齢構成に差がある集団間で死亡率を比較すると、高齢者の多い集団では高くなり若年者の多い集団では低くなる傾向があることから、年齢調整死亡率を用いることにより正確に地域比較や年次比較をすることができる。

※45 ベイズ補正…18世紀のイギリスの数学者であるトーマス・ベイズが考案した「ベイズの定理」をもとに、統計学を応用した分析手法（ベイズ分析）により、集めたデータに物事が起こる確率など追加データを用いて、高度な計算で導き出されたもの。

※46 ゲートキーパー…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人を指す。

施策の目的

対象 65歳以上の市民

意図 生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らす。

施策の基本方針

- 保健・医療・福祉分野が連携し、地域との協働により高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる環境づくりを進めることにより、地域包括ケアの推進を図ります。
- 健康長寿・生涯現役のまちづくりに向け、健康づくり・介護予防を一体的に推進し、重症化防止や認知症対策に努めます。

施策の目標

成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
生きがいを感じている高齢者の割合	76.1%	75.0%
要介護認定率 (認定者数 / 1号被保険者数)	18.7%	19.3%
日常的に健康づくりに取り組んでいる高齢者の割合	75.9%	80.0%
65歳平均自立期間 (男性 / 女性)	男 18.65年 / 女 21.35年 ◇現状値 (H 29)	男 18.69年 / 女 21.39年



転倒を予防し骨折や寝たきりを防ぐ「うんなん幸雲体操」

基本事業

高齢者福祉の充実

地域ケア体制の充実

- 対象** 65歳以上の市民 **意図** 住み慣れた地域で安心して暮らす。
- 方針**
- 地域包括支援センターを中心に総合相談窓口の充実とともに、地域や保健・医療・福祉の関係機関が連携した活動の強化を図ります。
 - 移動支援、買い物支援、見守りなどの生活支援や、住まいの確保などにより、高齢者が安心して暮らすことができる基盤整備を図ります。

介護予防の推進と介護サービスの充実

- 対象** 65歳以上の市民 **意図** 介護予防をする。介護サービスを受ける。
- 方針**
- 生活習慣病や運動器疾患、フレイル^{※47}を原因とする介護予防に努めます。
 - 認知症の早期発見、初期支援により、認知症対策を推進します。
 - 高齢者が安心して暮らすことができるよう必要に応じた介護サービスの確保・充実に努めます。

社会参加活動の推進

- 対象** 65歳以上の市民 **意図** 地域とのつながりを持つ。
- 方針**
- 高齢者の経験、技能及び資格を活かせる機会や環境をつくり出します。
 - 地域での健康づくり活動、ボランティア活動、交流活動などへの参加を促進します。

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者自ら健康管理や介護予防に努め、地域活動等に積極的に参加するとともに、趣味や就労への意欲を持ち続けます。 ●適正に介護サービスを受けます。 ●地域内での声掛け、見守り、助け合いなど地域での相互扶助を行います。 ●高齢者が地域での交流活動に参加しやすい環境をつくり出します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域での相互扶助のネットワークづくりや交流活動を支援します。 ●高齢者が安心して暮らすことができる環境整備をすすめます。 ●高齢者の健康づくりや介護予防活動を支援します。 ●高齢者の経験や技能、資格を活かした活動を支援します。

これまでの振り返り総括

- 地域包括ケアシステム推進会議（H28年10月設置）を中心にシステム構築に向けた取組をすすめています。
- 地域ケア会議により、多機関、多職種で地域課題の共有を図り、課題解決に向けた取組を推進しています。
- 地域包括支援センターを中心に総合相談窓口を置き、適切な支援につなぐとともに、持続可能な運営体制を確保するため、H31年4月から市社会福祉協議会への業務委託を行っています。
- 雲南地域介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス事業所の介護基盤整備を進めたことにより、新たに2事業所が整備され、28事業所となりました。
- 国の新オレンジプランに基づき、認知症地域支援推進協議会をはじめとした関係機関との連携により、認知症対策の推進を図っています。
- H29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、生活支援コーディネーターの配置や「うんなん幸雲体操」など地域における生活支援や介護予防の充実を図っています。
- 外出支援・見守り支援において、バス・タクシー利用助成制度の見直しや配食サービスの対象者の拡大など、地域の実情に即した取組を行っています。
- 高齢者の社会参加と生きがいづくりに向け、シルバー人材センター、老人クラブの運営を支援しています。

※47 フレイル…健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態。適切な治療や予防により要介護状態に進まずにすむ可能性がある。

施策の目的

対象 障がいのある人

意図 地域で、いきいきと安心して暮らす。

施策の基本方針

- 保健・医療・福祉・教育などあらゆる機関が連携し、障がい者が地域で安心して自分らしい暮らしができる環境づくりを進めることにより、地域包括ケアの充実を図ります。
- 障がいへの理解を深めるとともに、障がい者の社会参加による自立を促進します。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
障がい者が地域で安心して暮らしていると感じる市民の割合	61.1%	65.0%
障がい者雇用率 （常用労働者数 45.5 人以上規模の民間企業）	2.26%	2.30%

基本事業

障がい者（児）福祉の充実

自立と社会参加の促進

対象 障がいのある人 **意図** 社会参加しやすくなり、自立する。

- 方針**
- 障がいへの理解を深めるための啓発活動の推進を図ります。
 - 就職及び継続的な就労に向けた支援や地域活動などに参加しやすい環境づくりを推進します。
 - 障がいのある人が安心して暮らすことができるよう福祉環境整備や災害時の避難支援体制整備をすすめます。

障がいに関する相談体制の強化

対象 障がいのある人 **意図** 障がいに関して相談できる。

- 方針**
- 相談支援事業所と福祉サービス事業所間の連携を強化し、身近な相談窓口の充実を図るとともに、権利擁護や差別防止等に関する相談機能の充実を図ります。
 - 発達障がいについて、状況に応じた切れ目のない相談・支援機能の充実を図ります。

福祉サービスの充実

対象 障がいのある人 **意図** サービスを受ける。

- 方針**
- 外出支援をはじめ在宅生活を支える必要な支援の充実を図ります。
 - 福祉サービス事業所と連携し、「共生型サービス」の普及・拡大を図ります。

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 障がいの理解を深め、障がいのある人の見守りや声掛けを行います。
- 障がいのある人も自ら積極的な社会参加に努めます。
- 事業所では、障がいのある人の積極的な雇用と賃金向上に努めます。

行政（市、県、国）

- 福祉サービス・相談支援の充実により、地域生活への移行を支援します。
- 障がいのある人への理解について啓発を行います。
- 関係機関等と連携し、障がいのある人の就学・就労・自立に向けて支援します。

これまでの振り返り総括

- H30年3月に、第3期雲南市障がい者計画及び第5期雲南市障がい福祉計画の改定、第1期雲南市障がい児福祉計画を策定しました。
- 市内相談支援事業所の連絡会を毎月開催し、事業所間の連携や相談員の資質の向上が図られています。
- 障がい者虐待防止センターで障がい者虐待の相談を受理し対応に努めています。
- すべての利用者のサービス利用計画を作成することにより、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用につなげています。
- 放課後児童デイサービス事業所の開設（H28年4月：ひなたぼっこ）や生活介護事業所の開設（H29年4月：にじいろ）に係る支援を行い、福祉サービスの充実に努めました。
- 市外特別支援学校への通学支援として、保護者及び事業所へ助成を行うこととしました。
- 障がい者の就労の場の確保及び社会参加の促進を図るため、優先調達方針による業務委託を行うほか、事業所等と連携し、市立病院内カフェの開設などに取り組んでいます。
- スペシャルオリンピックスに参加することにより、障がい児（者）の社会参加が促進されています。

施策の目的

対象 生活困窮者

意図 自立した生活をおくる。

施策の基本方針

- 早期からの相談支援、就労支援の充実を図るとともに、専門機関と連携して生活困窮者の自立に向けた包括的な支援を強化することにより、地域包括ケアの充実を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
生活保護から自立した世帯数 (死亡・転出は含めない)	17 世帯	14 世帯
生活困窮者自立支援の新規相談件数のうち、自立生活のためのプラン作成件数の割合	33.6%	40.0%

基本事業

生活困窮者の支援

生活困窮者に対する相談体制の充実

- 対象** 生活困窮者 **意図** 相談しやすくなる。
- 方針** ●社会福祉協議会、民生委員・児童委員をはじめ、多分野・多機関と連携し、生活困窮に対する早い段階での課題の把握に努め、相談・支援につながる環境を構築します。

自立に向けた指導支援の充実

- 対象** 生活困窮者 **意図** 生活を立て直し、自立する。
- 方針** ●自立に向けた支援計画を策定し、関係機関の連携による情報共有のもと、住まいの確保や生活の立て直しに向けた指導・支援を行います。
●貧困が世代を超えて連鎖しないよう、子ども・若者の自立心を育むための支援を行います。
●生活保護受給者に対し、定期的な訪問による状況把握や医療・介護関係者と連携した健康管理を行い、必要な指導・支援を実施します。

社会参加の促進・就労支援

- 対象** 生活困窮者 **意図** 社会参加する。就労する。
- 方針** ●関係機関と連携し、社会的に孤立した人の自立に向けた支援に努め、社会復帰を促します。
●生活困窮者の就労に向け、ハローワークなど関係機関と連携し、就労支援を行います。

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員等は、早期に生活困窮者の相談に応じ、行政等へつなぎます。 ●生活困窮の状態から早期に脱却できるよう努力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の適正な運用を図ります。 ●生活困窮者世帯の自立に向け、関係機関と連携して支援します。 ●生活困窮者世帯の必要に応じた相談対応や支援を行います。

これまでの振り返り総括

- 生活保護法に基づき適正に保護の要否を決定し、被保護世帯には定期的な訪問や就労活動など、自立支援を積極的に実施しています。
- 自立支援プログラム策定実施推進事業により策定したプログラムに基づき、就労支援員による就労支援、医療社会指導員による健康管理指導（医療機関への受診勧奨）等在宅生活の継続支援など、自立に向けた指導を行っています。
- 生活支援・相談センターで、生活困窮に関する相談業務（社会福祉協議会へ委託）を行っています。
- 生活困窮者支援調整会議を毎月定期的に開催し、ケースに応じた個別プランの作成や同行相談を行っています。
- 関係機関（医療・福祉・労働等）と生活困窮者自立支援ネットワーク会議を開催し、課題解決に向けた意見交換を行っています。
- ひきこもり対策ネットワークなど関係機関と連携し、相談窓口の周知に取り組むほか、若者の就労支援を目的とした居場所をH30年度に開設しました。
- H26年4月の消費税率の引き上げにより、H26年度～H29年度にかけて、非課税世帯を対象とした臨時福祉給付金を給付しました。

施策の目的

対象 市民

意図 地域で支え合い、安心して暮らす。

施策の基本方針

- 地域、行政及び関係機関が連携し、誰もが地域でその人らしく安心して生活ができる地域づくりを推進することにより、地域包括ケアの充実を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
福祉ボランティア活動をした市民の割合	36.4%	36.8%
助け合える地域であると感じる市民の割合	72.0%	75.0%



基本事業

地域福祉の充実

地域福祉課題の解決に向けた取組の支援

- | | | | |
|-----------|--|-----------|--------------|
| 対象 | 市民 | 意図 | 課題解決に向け取り組む。 |
| 方針 | ●地域課題を把握し、課題解決に向け、住民主体の活動が行われるよう社会福祉協議会と連携し、支援します。 | | |

地域福祉の推進体制の充実

- | | | | |
|-----------|--|-----------|------------------|
| 対象 | 市民 | 意図 | 地域でつながりを持ち、支え合う。 |
| 方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●住民同士のつながりを大切に、地域での声掛けや要支援者の把握などを行い、支え合う意識を高め、地域ぐるみで取り組む環境をつくります。 ●地域自主組織が中心となり、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会福祉委員、地域福祉推進員、生活支援コーディネーター及び様々な団体と連携して、地域の課題解決に向けた推進体制の充実を図ります。 ●地域福祉活動を支える人材の育成・確保に努めます。 | | |

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ●地域課題を明確にし、課題解決に向け取り組みます。 ●地域内での声掛け・見守り等、地域相互扶助の意識を高めます。 ●地域の福祉活動に積極的に参加します。 ●地域自主組織や社会福祉協議会は、地域福祉活動を担う人材を育成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域での相互扶助のネットワークづくりや助け合い活動を支援します。 ●地域自主組織、社会福祉協議会等関係機関との連携を図ります。 ●地域福祉活動を担う人材育成を支援します。

これまでの振り返り総括

- 民生委員・児童委員、自治会福祉委員及び地域自主組織における地域福祉推進員の連携により、地域活動の充実が図られてきているほか、社会福祉法人、市民、民間団体、行政が連携した活動がすすみつつあります。
- H30年度から生活支援コーディネーターを配置し、社会福祉協議会との連携により地域自主組織（福祉部）の活動支援を行っています。また、円卓会議で地域課題等を共有し、解決に向けた意見交換や検討等を実施しています。
- H29年3月に雲南市社会福祉法人連絡会（14法人）が設立され、R1年7月から法人の連携による相談窓口ネットワーク事業が開始されています。
- 避難行動要支援者の名簿作成を契機として、平時の見守り活動が災害時での避難行動支援につながる事が再認識されています（H29年度末で30の地域自主組織すべての組織で作成済）。
- 地域自主組織において、福祉課題の把握にも努めながら地区計画が策定されています（H30年度末で30の地域自主組織のうち28組織で策定済）。

25 子育て支援の充実

施策の目的

対象

A) 子どもの保護者と産み育てたい夫婦
B) 乳幼児・児童・生徒（0～18歳）

意図

A) 安心して子育てができる。
B) 心身ともに健やかに育つ。

施策の基本方針

- 「子育てするなら雲南市」をめざし、多様化する保育ニーズに対応するためのサービス及び施設の充実に加え、他機関連携による切れ目ない支援により、子どもたちの健やかな成長を促します。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
子育て支援に関する行政サービスが整っていると感じる保護者の割合	75.0%	80.0%
地域の子育てに対する理解や関心が高いと感じる保護者の割合	71.3%	75.0%
子育てについて相談できる相手がいる保護者の割合	83.8%	88.0%
合計特殊出生率	1.54	1.86



基本事業

子育て支援の充実

子どもの心と体の健やかな発達支援

- 対象** 子ども・保護者等 **意図** 子どもが健やかに育つ。安心して出産し、子育てができる。
- 方針**
- 母子健康包括支援センターを窓口として、妊婦や全ての子育て家庭に対し、関係機関と連携を強化した体制のもと、きめ細かな相談支援や情報提供など、成長に合わせた子育て支援に取り組みます。
 - 日々の生活や成長に合わせた切れ目ない相談・支援や健診の充実を図ります。
 - 発達に心配のある子どもについて、早期発見及び支援等に関係機関と連携して取り組みます。
 - 保護者の意識を高め、子どもの基本的な生活習慣づくりや発達段階に応じた運動遊びを支援するとともに、子どもが安心して活動できる環境づくりに努めます。

子育てと仕事の両立支援

- 対象** 保護者 **意図** 子育てと仕事を両立できる。
- 方針**
- 保護者の就労環境の変化や多様化する保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実や教育・保育施設の整備に取り組みます。
 - 子育てと仕事の両立に向けた啓発活動を行います。

経済的支援の充実

- 対象** 保護者等 **意図** 子育てに係る経済的負担が軽減される。
- 方針**
- 保育料減免、子ども医療費助成、不妊治療費の費用助成などの制度により、保護者や子どもを産み育てたい夫婦の経済的な負担軽減を図ります。

子育て相談の充実

- 対象** 保護者 **意図** 子育ての悩みが相談できる。
- 方針**
- 子ども家庭支援センターを子育ての総合相談窓口として関係機関との協働・連携を促進し、早期からの切れ目ない支援の充実を図ります。
 - 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、相談全般から在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組みます。

地域における子育て支援の充実

- 対象** 子ども・保護者 **意図** 地域において子育て支援を受けることができる。
- 方針**
- 地域での子どもの見守りや多世代交流、相談の場づくりとともに、放課後における子どもの活動の場や親子同士の交流の場を提供します。
 - 保護者ニーズを踏まえ、地域において子育てを支える施設や放課後等の子どもの活動拠点の整備・充実を図ります。

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ●父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任をもち、心身の調和のとれた発達を図るよう努めます。 ●親子の愛着を育み、子どもに健康的な生活習慣を身につけさせ、良好な家庭環境をつくります。 ●あらゆる人々が自分の知識と経験を活かしながら、地域ぐるみで子育てを支えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもが家庭・地域で健やかに育つために必要な経済支援、環境整備、情報発信を行い、子育て世代の定住促進を図ります。 ●子どもを地域全体で育むための人材育成、ネットワークの構築などを支援します。 ●妊娠期からの切れ目ない支援により、子育ての不安や悩みに対して、関係機関と連携し、相談できる体制の充実を図ります。

これまでの振り返り総括

- 社会福祉法人による保育園（あおぞら保育園乳児分園H28年4月開園、みなみかも保育園H30年4月開園）の建設整備を支援するなど、待機児童の解消に向けた取組をすすめています。
- 新たな放課後児童クラブ施設整備（西児童クラブH31年4月開所）や移送サービス、みとや病後児保育室（H28年4月開所）及びだいたう病児・病後児保育室（H30年4月移転改築）の整備をすすめるなど、保護者の子育てと仕事の両立支援を図っています。
- H27年度から子育ての総合相談窓口として、雲南市子ども家庭支援センター『すワン』を設置し、教育、保健、福祉、医療の関係機関との連携により、子どもや家庭に関する様々な相談に対応しています。
- 親への声掛けや母子保健事業の支援などを行う母子保健推進員の養成を行い、合併以来6名体制から27名体制に拡充し、H29年度からの「産前産後サポート事業」に向けて取り組んでいます。
- 多機関が連携した支援体制の中で、安心して妊娠・出産・子育てができるよう母子保健コーディネーター（2名）を配置し、すべての妊産婦の状況の継続的な把握に努め、支援に取り組みました。また、H30年4月に雲南市母子健康包括支援センター「だっこ♪」を設置しました。
- 保育所保育料は、国基準の6割とする軽減制度を設け、保育料の土曜減免（保育料の2割軽減）、18歳未満の児童が3人以上いる世帯で第3子以降の児童であれば教育・保育施設の保育料を無料とする「第3子以降保育料の無料化」を実施しているほか、子ども医療費助成制度により中学生まで（H27年度～）医療費を無料としています。また、結婚歴のないひとり親家庭に対し、寡婦（夫）控除のみならず適用を、H29年4月から実施しています。
- 発達段階に応じた運動遊びを体系的にまとめた「雲南市幼児運動プログラム（実践編）」の策定（H28年3月）を踏まえ、教育・保育施設での活用をはじめ、「親子で一緒にふれあい遊び」のリーフレットや「うんなんわくわくあそびMAP」の配布などによる普及啓発に取り組んでいます。